

特定労務管理対象機関の指定更新について

1 特定労務管理対象機関

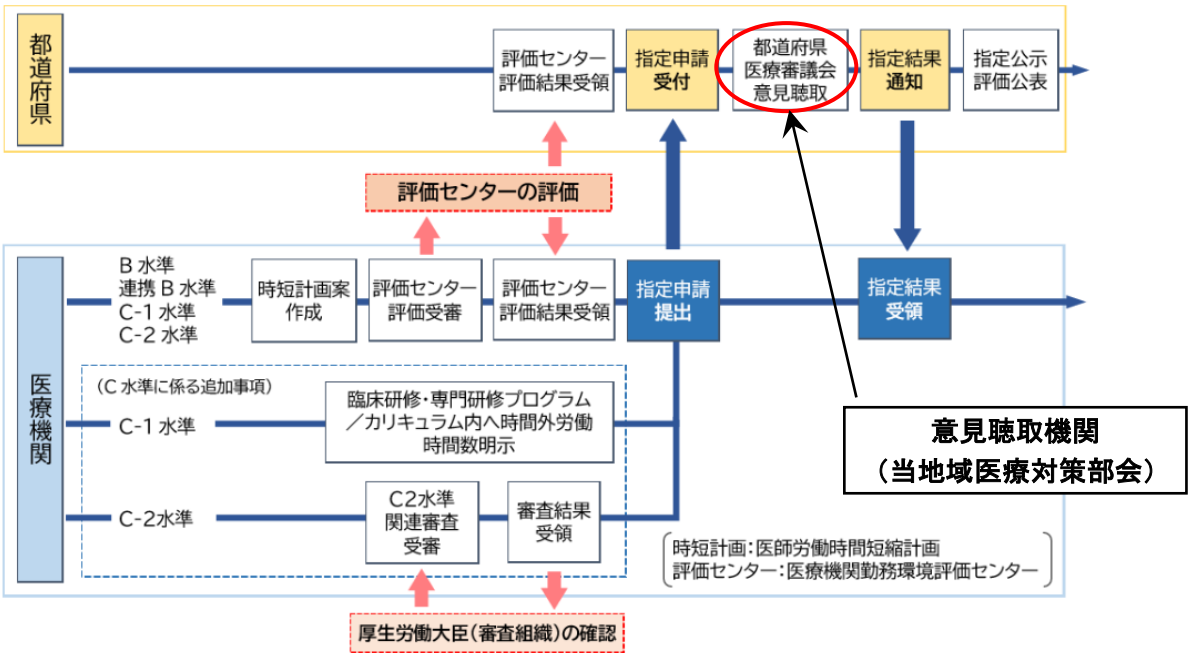
(1) 種類

- ① 特定地域医療提供機関（B水準）：救急医療等
- ② 連携型特定地域医療提供機関（連携B水準）：医師を派遣する病院
- ③ 技能向上集中研修機関（C－1水準）：臨床・専門研修
- ④ 特定高度技能研修機関（C－2水準）：高度技能の修得研修

時間外労働の上限規制と健康確保措置の適用（2024.4～） 法改正で対応				
地域医療等の確保 医療機関が医師の労働時間短縮計画の案を作成 評価センターが評価 都道府県知事が指定 医療機関が計画に基づく取組を実施	医療機関に適用する水準	年の上限時間	面接指導	休息時間の確保
	A（一般労働者と同程度）	960時間	義務	努力義務
	連携B（医師を派遣する病院）	1,860時間 ※2035年度末を目標に終了		義務
	B（救急医療等）			
	C-1（臨床・専門研修）			
	C-2（高度技能の修得研修）	1,860時間		
医師の健康確保 面接指導 健康状態を医師がチェック 休息時間の確保 連続勤務時間制限と勤務間インターバル規制（または代償休息）				

(2) 指定（更新）の流れ

- ・ 指定は3年ごとに更新を受けなければ、期間経過により失効(医療法第115条)
- ・ 指定更新手続きは、新規申請と同じ流れ



2 意見聴取

(1) 更新スケジュール（令和８年度）

区分	医療機関からの更新申請受付期間	当部会での意見聴取時期
１回目	～令和８年９月30日	令和８年11月頃
２回目	令和８年10月１日～令和９年１月29日	令和９年２～３月頃

(2) 意見聴取機関の区分

区分	意見聴取する水準	意見聴取内容
地域医療対策部会	・ B 水準（救急医療等） ・ 連携 B 水準（医師派遣）	・ 指定要件の適合 ・ 長時間労働の必要性
臨床研修・専門研修に関する協議会	・ C－１水準（臨床研修・専門研修） ・ C－２水準（特定分野の研修）	・ 労働時間短縮に向けた取組

3 指定更新予定

- ・ 県内では、評価センターに受審申込した 12 医療機関が指定の更新申請を予定
- ・ １回目の意見聴取は令和８年９月末までに申請があった医療機関を予定

二次医療圏域	更新予定の 医療機関数	(各水準の件数)				9 月末までに更新申 請予定の医療機関
		B	連携 B	C－１	C－２	
神戸	4	4	1	2	1	1
阪神	3	3	1	1		
東播磨	2	2		1		1
北播磨	1	1				
播磨姫路	1	1				
但馬	1	1				
県内計	12	12	2	4	1	2

※ ひとつの医療機関が複数の水準指定を受けている場合あり

※ 各水準件数は、更新前(R6～R8 の指定) の水準を記載